

令和8年度 第1回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 4階 4S会議室

開催月日 令和 8年 4月24日(金)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問答申について

2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催結果について

2) 水田政策の見直しの方向性について

6 協 議

1) 令和9年度 農業政策と予算に関する要望書(案)について

2) 令和9年度 農林関係税制要望の取りまとめについて

7 その他

8 閉 会

次回 令和8年度第1回常設審議委員会は、令和 8年 5月22日(金曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 4階 4S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

令和8年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催結果について

開催月日	地方連	開催時間	会場	対応	出席者
4月 2日(木)	胆振	15:00~16:30	厚真町：こぶしの湯	佐藤	21名
4月 6日(月)	空知	15:30~17:25	深川市：ラ・カンパーニュホテル深川	乾	46名
4月 8日(水)	留萌	14:30~16:00	初山別村：初山別村役場	佐藤	19名
4月 9日(木)	上川	15:50~17:15	旭川市：アートホテル旭川	乾・阿部	49名
	檜山	15:30~17:00	厚沢部町：厚沢部町山村開発センター	三本	11名
	林-ㇿ	15:30~17:30	北見市：ホテル黒部	佐藤・川崎・鈴木	40名
	釧路	14:00~16:30	標茶町：標茶町役場	幡野・水尻	18名
4月10日(金)	根室	16:00~17:00	別海町：別海町生涯学習センター みなくる	佐藤・川崎・鈴木	13名
4月13日(月)	石狩	15:00~16:00	札幌市：ホテルポールスター札幌	佐藤	19名
4月14日(火)	後志	15:45~	倶知安町：ホテル第一会館	佐藤	36名
4月15日(水)	宗谷	15:00~17:00	稚内市：稚内市役所	佐藤	18名
4月16日(木)	十勝	14:00~15:30	帯広市：とかちフラザ	乾	42名
	日高	16:00~17:00	新ひだか町：ピュアフラザ	幡野・水尻	14名
4月20日(月)	渡島	14:30~16:00	長万部町：長万部町役場	佐藤	21名
				合計	367名

※ 川崎・鈴木は、全国農業会議所職員

令和9年度 農業政策・予算に関する要望書に対する意見

開催月日	(総合) 振興局	意見
4月 2日	胆 振	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の国の政策は、大規模農業の育成に目がいつている。それだけでいいのかという思いがある。小規模経営に目を向けて、家族経営を増やすということも必要だと思う。 ○ 鳥獣被害対策について、農業者の中には、補助が当たったとしても、自己負担分を捻出できず、結局補助事業を使えないという者も存在している。地域という視点で、鳥獣被害対策を行う必要があると思う。 ○ 人口を減らさないということが重要だと思う。担い手対策で、シニア層に注目している部分があるが、シニア層でも、まだ引退せずに農業を続けられるということも必要。 ○ 担い手不足と流動化が課題になっている。地域計画は理解しているが、非常に小さい面積で営農している者は、3条で動くこともある。今の制度だと、3条で800万円控除、あっせん基準を満たせないので使える状況ではない。そこで、少額の新たな控除というものを求められないだろうか？
4月 6日	空 知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離農跡地における農業用施設撤去についてパイプハウスも撤去対象に入っているのか？ ○ 農業経営基盤強化準備金について積み立ての対象となる交付金が限定されているので、コメ専業農家は積み立てができない。対象の拡大を望む。
4月 8日	留 萌	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手対策の所得制限について、世帯収入で600万円を超えると対象外とされる。本人の収入ではなく世帯収入となっている。考え方がおかしいのではないかとと思う。 ○ 食品の消費税の関係、簡易課税の場合、還付は受けれない。この辺を配慮した要請にしてほしい。

令和9年度 農業政策・予算に関する要望書に対する意見

開催月日	(総合) 振興局	意見
4月 9日	檜 山	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤整備事業の工期が伸び、この間の資材価格の高騰により、基盤整備にかかる工事費が増加し、農家負担が当初より増えてしまう。 要請できないか？ ○ 資材価格の値上がり分を転嫁できない経営者はダメな経営者だと言われることもあるが、農産物はそうなっていない。 生産費がいくらかかっているのか消費者に知ってもらい取り組みが必要ではないか？ ○ 機械の更新をしようと思っても、機械メーカーの都合で納期が遅れることがある。 必要な時期に機械の導入ができるようにならないか？ また、機械が高く、機械の更新をあきらめて離農する者もいる。
4月 9日	オホーツク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良農地の関係で、所有者不明の解消や旧農業用施設の撤去等については良い提案だと思うが、もう一つ追加できないか？ 古い抵当権で、抵当権者が不明となっている場合の対応も検討してほしい。 根抵当や抵当権が外せないという案件がある。 権利が行使されることはないとは思いますが、気持ちのいいものではない。 ○ 当初予算で予算化できないものを補正予算でやるという傾向が近年多い。 補正予算の場合、年度末の短い期間での申請となるため、対応できない農家も多い。 補正予算で対応するのではなく、当初予算で対応して、申請期間にもっと余裕ができるようにしてほしい。 ○ 補助事業のポイントについて、大規模な経営の場合、それだけ、これまでの農政を実現したということだと思うので、補助事業の当該年に規模拡大したところにポイントを与えるのではなく、現在の経営規模に対してもポイントを加算できるようにしてほしい。 ○ 鳥獣被害は、オホーツクは、鹿がメイン。 より集中的な対策が必要だと思う。 鹿の駆除については、網走市の場合、2,000円を市でONして、20,000円となるようにしている。 自治体の焼却への支援については、既にあるので、再確認した方がいい。

令和9年度 農業政策・予算に関する要望書に対する意見

開催月日	(総合) 振興局	意見
4月13日	石 狩	○ 食品の消費税について、簡易課税についての対応が不可欠。 2年縛りがあるので、対応するにしても前年中の申請が必要となる。
4月14日	後 志	○ 鳥獣被害対策について 鳥の果樹被害について、言えないだろうか？ 近年では、AIを使ったドローンなどで追い払うという例もあるようだ。 近年、醸造用スドウでの被害が増加している。
4月15日	宗 谷	○ L資金とか、補助事業とかの予算確保でもいいのだが、現実問題として、機械等が高騰し過ぎていて、補助が当たるとしても、補助残があり過ぎて使えない。 メニューはあるけど、実際に活用できないという状況。 使えるレベルの補助事業が必要だと思う。
4月16日	十 勝	○ 外国人在留資格の特定技能、農業以外の一部産業分野において、新規受け入れが停止されているという。 農業の現場では、外国人が入ってこないと経営が成り立たない。 要請事項に入れることを検討してほしい。

令和9年農地法制の見直しに関する意見

開催月日	(総合) 振興局	意見
4月 2日	胆 振	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク法の見直しの中で、農地の譲渡所得税の控除額の引き上げを提案できないだろうか？ ○ 今は貸借では、手数料がかかっていないが、道費が減少して、将来取るとなると、ヤミ小作が増加するのではないかと思う。 ○ 推進委員の関係については、会議所が提案している形で、進むように後押ししてほしい。 ○ 推進委員を設置しないことができる基準についてであるが、国は、耕地面積統計を使っている。実際の農地の面積とかなり乖離している。この辺も検討してほしい。 ○ 推進委員を設置しているところに聞くと、推進委員が話をまとめることができず、農地の調整が失敗に終わるというケースもあると聞く。推進委員を廃止する方向で対応してほしい。 ○ バンク事業に統一されたことにより、物納ができなくなった。会議所のみなしのような形で、対応できると良いと思う。 ○ バンク事業の賃料の支払いであるが、11月末を基準にしていると思うが、補助金が入ってからでないと払えないという者もいる。補助金が入るのが12月25日以降なので、困っている人もいるということを確認してほしい。
4月 6日	空 知	<ul style="list-style-type: none"> ○ バンク経由の貸借・売買は複雑。元の仕組みに戻してほしい。
4月 8日	留 萌	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度の手数料は変わらないのか？ ○ 村では、手数料について、全額を村で負担してもらっている。村長が理解を示してくれた。 ○ 4月に即売りができない。農用地区域内農地でしか対応してくれない。

令和9年農地法制の見直しに関する意見

開催月日	(総合) 振興局	意見
4月 8日	留 萌	<p>○ 参考までに確認したいのだが、800万円以下の農地価格で800万円控除を使った場合、所得税や住民税は、所得なしとして取り扱われるが、介護保険については、所得ありとなるのだが、どういうことか？</p> <p>※ 介護保険の場合は、均等割りと所得割に分かれている。所得割では、所得は控除されてゼロとなるが、均等割りがあるために、所得はあるとして、均等割りが掛けられる仕組みとなっている。</p>
4月 9日	釧 路	<p>○ バンク事業に切り替わって良かったという思いがある農業委員会はあるのか？</p> <p>○ バンク事業の事務が遅れている。 例えば、先日の総会で出ている業務委託の範囲を拡大するなどの富良野市の意見に賛同する。委託を増やせば公社も喜ぶし、地元でも処理できる範囲が広がる。</p> <p>○ ここ数年、売買等事業の関係で、親の代で決めた買受予定者が、その後、子に世代交代し、投資を抑えるため、買わない・買えないという事案が発生し、処理に苦労したことがあった。 離農が増えてくると、そういう動きが出てくる可能性が高い。 考えが変わらない3年目などに買い取りを可能とするようなことなどはどうか？</p>
4月10日	根 室	<p>○ 農地バンク事業について、書類が多すぎると思う。 今回の改正において、書類は減る方向になるのか？</p>
4月15日	宗 谷	<p>○ 農地バンクに対して、否定的な意見は持っていない。 農業者年金の受給を考えると、農地バンクが仲介することによって、年齢を気にしなくなったので、かなり楽になっている。</p>
4月16日	十 勝	<p>○ バンク事業の業務が停滞することで、支障が出ている。 改正法で改善されることを望む。</p> <p>○ 農地3条で相対で賃貸している者を目標地図に落とし込んだ結果、地域の利用調整を経ていない者が、今後バンク事業の相手方になってしまうことが不満だ。</p> <p>○ 目標地図のフラッシュアップについて、目標地図に載ってしまっている者を、簡単に変えることなんてできない。</p>

作物ごとの生産性向上、米粉等の需要拡大、産地交付金について

令和8年4月
農林水産省
農産局

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性（案）

基本法では、「生産性向上」と「付加価値向上」により、将来にわたり国民への米をはじめとする食料の安定供給を確保し、「食料安全保障の確立」を図ることとしている。

このため、水活の見直しでは、作物ごとの単収向上等による生産性向上を図り、その他の支援策では、引き続き付加価値向上を図り、田畑フル活用を推進していく。

【水活】

- 主食用の米のうち業務用以外の米については、従前どおり、対象外（単収向上にこだわらない）。
- 主食用の米のうち業務用米については、当面、単収向上等の支援を検討。
- 主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米、自給率の低い麦・大豆や飼料作物については、単収向上等を支援。

※ 収量に応じた支援とするが、その単収の基準については、全国一律の平均値ではなく、地域差に配慮した形とする。また、災害等のやむを得ない事情による減少についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援とする。

- 産地交付金により、付加価値向上等も支援。

【環境直接支払交付金】

- 環境直接支払交付金により、付加価値向上等を支援。

【その他】

- 水田政策の見直しのほか、米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援するとともに、付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米などについて、実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性（案）

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	—	—
	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討 (業務用米)
	非主食用米		生産性向上に向け、 10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等	10a当たり定額の単価で支援	
	麦、大豆、飼料作物	10a当たり定額の単価で支援	
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援 (環境直接支払交付金の見直し)
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物 等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

令和9年度 農業政策・予算に関する要望書
(案)

令和 8年 6月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

令和9年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、大規模で専門的な経営が主体となって、安全・安心な食料を供給することにより、我が国の食料安全保障に貢献するとともに、本道の経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしてきた。

気候変動による異常気象の頻発化、家畜伝染病の広域的な蔓延、世界情勢の不安定化など、食料の安定供給体制の確立が課題となる中において、全国の農業産出額の約15%を占める北海道農業は食料安全保障の観点においても重要な役割が期待される場所である。

しかしながら、我が国の人口は、2011年以降、減少に転じており、本道においては、令和7年11月に住民基本台帳ネットワーク上で500万人を下回っている状況で、2050年には、2020年比で約27%減の382万人程度まで減少すると見込まれており、慢性的な労働力不足が顕著化している。

また、本道の農業経営体数は、3万経営体を下回っており、担い手の人材確保・育成が重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地、担い手に係る対策を中心とした政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和9年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について強く要望する。

令和 8年 6月 1日
一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

【人口減少下における担い手の育成・確保】

1. 担い手の育成・確保に必要な方向性について ～地方創生と担い手の育成・確保～
2. 新規就農対策・担い手対策の再構築 ～シニア層の人材活用～
3. 農家後継の確保対策の構築
4. 農業経営の安定化対策の構築
5. 関係人口の増加による地域の活性化（地方創生）
6. 地方創生による地域の活性化（民間活力の活用）
7. 地域経済維持のための支援施策の構築

【食料安全保障の構築】

1. 我が国の食料安全保障について
2. 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築

【中長期的な先の見える農政の実現】

【優良農地の確保】

1. 所有者不明農地の抜本的解消
2. 離農跡地における農業用施設の撤去等への支援

【物価高対策に伴う措置について】

【予算関係等】

1. 農地中間管理事業の予算の確保
2. 経営安定対策関係
 - (1) 経営所得安定対策
 - (2) 農業経営基盤強化準備金制度の恒久化
 - (3) スーパーL 資金・近代化資金の予算の確保等
3. 基盤整備事業関係
4. 持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立について
5. 北海道の経営規模にあった補助事業の構築
6. 過疎地域への配慮
7. 温暖化に対応した品種の開発・普及の促進
8. 農業委員会関係

【その他】

1. 農地における譲渡所得税への対応
2. 農業者年金制度の充実
3. 鳥獣被害対策の充実について
4. 家畜伝染病等の侵入・まん延防止対策の強化
5. 産業動物に従事する獣医師の確保
6. 農作物に影響を与える雑草等の駆除について
7. 農地における太陽光発電設備の設置について
8. 農産物の輸送手段の確保
9. 自然災害等による農業被害への支援

【人口減少下における担い手の育成・確保】

1. 担い手の育成・確保に必要な方向性について

～ 地方創生と担い手の育成・確保 ～

我が国の食料安全保障を構築するためには、農地政策として、農地の総量を確保し、農産物の生産振興を推進し、それらを実現するための基盤整備を促進することが必要であるが、最終的には、農業を担う者を確保することが最重要項目となる。

また、担い手の育成・確保を行うためには、住環境の維持・整備は不可欠であることから、地方創生と一体的に担い手対策を実施しなければ大きな効果は発揮されない。

人口減少下において、農業の担い手を確保することは、我が国の食料安全保障を構築するだけでなく、農村部における地方創生を行うことにもつながることから、従来の政策を改め、省庁をまたがるプロジェクトチームを創設し、これまでの政策の検証を行った上で、担い手対策を再構築すること。

2. 新規就農対策・担い手対策の再構築 ～シニア層の人材活用～

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、2025年4月からは、65歳までの雇用の確保が義務化されている。

しかしながら、農林水産省が作成している「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」では、サステイナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により49歳以下の担い手を確保するとされており、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等が反映されていない。

農業者の人口減少・高齢化は、日本全体の状況より加速的に進んでいることから、多様な人材の確保が急務である。

また、近年、トラクター・コンバインなどの農業用作業機械、ビニールハウスなどの農業用資材が高騰しており、新規就農をする場合における高額な初期投資が課題である。

このため、既存の新規就農者育成総合対策の年齢制限の引き上げ又は撤廃を行うとともに、就農時における機械・資材の導入を含めた総合的な対策へ再構築すること。

3. 農家後継の確保対策の構築

親元就農を含む新規就農者数は、年々減少しており、2024年の本道の新規就農者数は、372人となっており、400人を下回る状況まで悪化している。

新規就農者数の減少については、農家後継による「Uターン」が大幅に減少していることがあげられる。

親元就農を含む就農者数は、今後も減少し続けられることから、これまでの担い手対策について、検証を行うとともに、農家後継による親元就農や新規就農者を効果的に確保できる担い手対策を構築すること。

4. 農業経営の安定化対策の構築

近年、農林漁業従事者の若年層における自殺が増加傾向にある。

こうした背景で考えられる要因は、気候変動による収量の不安定化に伴う経営の不安定化、資材コストの増大による経営の不安定化など、第一次産業が持つ独特のストレス要因が考えられる。

こうしたストレスの大半は、経営が安定化することによって取り除くことが可能である。

このため、農業経営の安定化対策の構築と将来を見通せる農政の構築を図ること。

5. 関係人口の増加による地域の活性化（地方創生）

新規就農・農家後継を安定的に確保していくためには、ライフラインなどの住環境の整備も併せて行う必要があり、過疎地帯においては、地方創生と一体的な農業の担い手の育成・確保が必要となる。

政府は、地方創生において、人口減少下における地方創生として、地域に定期的に訪問する人口、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしている。

国土交通省の「関係人口の実態把握」を基に数値化してみると、北海道の関係人口は、2,000人弱程度しか把握されていない。また、5万人以上の人口がある市町村を除くと、北海道内で把握されている関係人口は、400人弱という状況であり、関係人口による地域の活性化が可能なレベルとなっていない状況にある。

過疎地域の衰退に歯止めをかけるためには、関係人口の増加と定住人口の増加が必須である。

また、政府は、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしているが、「都道府県別の経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）」（国土交通省）によると、通勤の機会費用も加味した場合、群馬県 35 位、埼玉県 38 位、神奈川県 43 位、千葉県 44 位、東京都最下位と首都圏程豊かでないとされていることから、関係人口を創出するための方策が不可欠な状況である。

このため、関係人口を増加させることを目的に、各市町村役場にマイナンバーカードチェックイン機を設置し、土日祝日における在住している市町村から市町村外への移動距離に応じて、マイナポイントを付与するなど、関係人口の増加を喚起させる対策を講じること。

6. 地方創生による地域の活性化（民間活力の活用）

我が国における上場企業は約 4,000 社であり、うち東京都内の上場企業は約 2,000 社となっており、いずれも全国の 1,724 市町村を超える企業数となっている。

食品関係工業出荷額は、11 道府県で 20%を超え、北海道・鹿児島県などでは、40%を超える状況となっており、地方経済の基盤となっている。

また、地方経済は、国内 GDP の 60%を超える状況となっており、地方経済なくして、日本経済は成り立たないと考えられる。

さらに、市町村によっては、人口減少対策における一種の諦観を持っている部分もあり、外部の人材による新たなアイデアが必要と考えられる。

このため、上場企業における農村部への社会貢献制度を構築し、農村部への人的支援・物的支援・資金的支援が行われることにより、関係人口を増加し、農村部における生産空間・地域コミュニティの維持・発展を図ること。

6. 地域経済維持のための支援施策の構築

本道農村部において持続可能な農業経営を育成するためには、地域経済がしっかりと維持され、住環境が充実することが必要である。

しかしながら、経済センサスから推測すると、道内の雇用の80%を占める中小企業は、20年後の2045年には、6万社となると推測され、2021年の13万社強と比較すると半減することになる。

道内の中小企業の衰退は、北海道経済並びに、農村部における住環境の悪化など様々な悪影響を及ぼすことが予想される。

令和7年12月23日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」では、地域経済の活性化による雇用の創出、若者や女性が地域に定住しやすい環境を整備することによる人口の定住促進、地域資源を活用することによる産業の振興などが地方創生の目的とされている。

このため、地方創生に関する総合戦略に基づき、早急に関連施策を展開するとともに、地方創生を実現すること。

【食料安全保障の構築】

1. 我が国の食料安全保障について

ウクライナ・パレスチナ・ベネズエラ・イランなどに見られるように世界情勢は、不安定化している状況にある。

食料の大半を輸入に依存している我が国における食料安全保障は、世界情勢と直結していると言っても過言ではない。

本年1月の米国によるベネズエラへの介入は、ウクライナ侵攻を続けるロシアや、台湾問題を抱える中国にとっては、武力行使を正当化する要因となることが想定され、急速に世界情勢が悪化していく可能性がある。

また、イスラエル・米国によるイランへの攻撃により、ホルムズ海峡が封鎖されたことによる影響は、エネルギーの9割、食料の6割を海外に依存している我が国においては、我が国の食料安全保障を揺るがす可能性が懸念される。

このため、「食料安全保障強化政策大綱」（令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）に基づき、早急に食料安全保障の強化を行うこと。

2. 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正法案が、令和7年6月11日に成立し本年度より施行されたところである。

改正法では、農林水産省が認定した指定飲食料品等事業者等が組織する団体が、適正価格の指標を作成し公表するとされている。

しかしながら、米の店頭価格での高騰に伴い、適正価格が形成される前の段階において、「コメは5キロ3,000円台でなければならない」など、米の店頭価格における上限値が設定された形となっている。

中東情勢の悪化、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、台中関係の緊迫化などにより、さらに農業用資材等の高騰が見込まれる中において、事実上の上限価格は、コスト割れを起こす要因となり得る。

このため、サステイナブルで再生産可能な価格の形成にあたり、国が責任をもって対応すること。

また、価格が形成された後、再生産が困難となった場合における所得補償制度の整備を行うこと。

【中長期的な先に見える農政の実現】

農業政策は、国民に良質な食料を安定的に供給することが使命であると考ええる。

このため、時代に併せて変化する部分と、時代が変わっても変化しない部分が必要となる。

平成 19 年に導入された「品目横断的経営安定対策」は、平成 21 年には「個別所得補償制度」に、さらに平成 25 年には「経営所得安定対策」など、農業経営の根幹をなす政策においても、政権交代があったにせよ、目まぐるしく改正されてきた状況にある。

こうした状況の中で、営農を行う担い手は、国の農政に振り回される事態に陥ってきた。

農業の担い手が減少する中において、意欲と希望をもって営農を継続するためには、時代が変わっても変化しない農政の根幹を構築する必要がある。

このため、「食料・農業・農村基本法」並びに「食料・農業・農村基本計画」に基づく中長期にわたって変化しない確固たる農業政策を構築し展開するとともに、食料自給率の向上に努めること。

【優良農地の確保】

1. 所有者不明農地の抜本的解消

相続未登記等による所有者が不明な農地の利用については、農地中間管理事業を活用することにより賃貸借は可能となっている状況にある。

また、不動産登記法の改正により、相続確定後3年以内の所有権移転登記が義務付けられるなど、所有者が不明となっている土地の所有権の確定に向けた対応がとられているところである。

しかしながら、遺産分割協議が長期化した場合、最終的には、法定相続持分での所有権が共有名義で確定することとなり、こうした事案が繰り返された場合、共有名義者が増加していくこととなり、土地の所有者が複雑となっていくことが想定される。

こうした事案を解消するためには、定期的に所有権移転が望ましいと考えられる。

このため、農地において、将来の安定的な利用を確保する観点から、所有権移転を含めた農地流動化施策を促進すること。

2. 離農跡地における農業用施設の撤去等への支援

新たな担い手を確保するためには、農地の集積・集約化に加え、効率的に利用できる農地を確保することが必要である。

しかしながら、離農跡地を見た場合、旧農業用施設が放置されているケースが多く、効率的な農地利用や農地の集約化の阻害要因となっている。

このため、効率的な利用ができる優良農地の総量を確保する観点から、農地の集約化等の阻害要因である旧農業用施設の撤去・農地への復元に関する支援措置を創設すること。

【物価高対策に伴う措置について】

政府は、物価高騰対策の一つとして、食料品に対する消費税の課税の一時的、2年間の停止を検討している状況にある。

消費者目線で考えた場合、消費者の負担軽減となるが、消費税は、消費者が負担した税を各段階の生産者等が納税をする仕組みとなっていることを考えると、本来、消費税を負担する消費者が一時的ではあっても負担をしないことになる。

従って、今回の対応により、生産者が負担している生産資材等に係る消費税を転嫁することができなくなる。

こうした場合、仮受消費税より仮払消費税が多くなることから、消費税の還付を受けることは可能と考えられるが、還付時期が遅いことから、生産者の資金繰りに影響がでる可能性がある。

また、簡易課税制度を活用している農業者にとっては、仮受消費税がない中での納税となることから、本則課税制度へ切り替えをしない限り、実質的な増税となる。

このため、食料品等への消費税の課税の一時的に停止することに対する農業者等の生産者に対する負担の軽減策も構築すること。

【予算関係等】

1. 農地中間管理事業の予算の確保

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、本年4月に完全施行された。

これに伴い農地の貸借・売買ともに、農地バンクが本道の農地の流動化の大半を担うことになることから、本道の農地の流動化に支障が出ないように十分な予算を確保すること。

2. 経営安定対策関係

(1) 経営所得安定対策

今後の食料需給については、世界的な不作による食料不足や価格高騰が生じるリスクが増大していることや、気候変動が主要作物（とうもろこし、大豆、小麦）の単収に与える影響が、世界的にはマイナスとなる評価が太宗を占めている中において、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ、そば及びなたねの戦略作物の生産を支える経営所得安定対策の役割は、今後さらに重要となってくる。

このため、引き続き経営所得安定対策等に関する関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

(2) 農業経営基盤強化準備金制度の恒久化

農業経営基盤強化準備金制度は、経営改善計画に基づく計画的な経営改善の実現と地域農業経営基盤強化促進計画における目標地図の実現による担い手への農地の集積・集約化に寄与する制度であることから、恒久的な制度とすること。

(3) スーパーL資金・近代化資金の予算の確保等

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算を確保すること。

3. 基盤整備事業関係

農地の集積・集約化の実現や、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に実施することが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策・草地改良をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

また、農地中間管理事業と併せて実施することができる農地中間管理機構関連農地整備事業については、本道では、採択要件を満たせない地域が多いことから、採択要件等の見直しを行うこと。

4. 持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立について

近年の資材高騰等の影響により、農業関係公共事業の事業費も高騰している状況にある。

国土交通省が示している建設工事費デフレーターでは、2015年度比で、2024年度には、事業費が1.3倍に高騰している。

農業農村整備事業は、農作物の品質の向上、収量の安定化を図るために、定期的を実施することが必要であり、農業経営と一体的なものであるが、事業実施に伴い発生する受益者負担が事業費の高騰により、農業経営を圧迫している状況にある。

事業費の高騰に伴う農家負担の増大は、今後の農業農村整備事業の推進や、農地流動化に支障をきたす可能性が高く、将来の食料安全保障の構築にも影響を及ぼすおそれがある。

このため、農業農村整備事業における農家負担の軽減に努めること。

5. 北海道の経営規模にあった補助事業の構築

本道農業は、府県に比べ経営規模が大きいことから、導入する農業用機械・施設等の必然的に大規模なものとなっている。

現在、資材高騰、円安等に影響により、農業用機械・施設が非常に高騰している状況にあり、従来の補助体系では、十分な支援施策となっておらず、補助事業が採択されても多大な負担をしている状況にある。

このため、経営規模に応じた補助率等を設定した上で、大規模経営の負担軽減策を講じること。

6. 過疎地域への配慮

過疎が進んでいる農村地域においては、建設業者などが不在となっていることも多く、農業用施設等を設置する場合などにおいては、遠方の建設業者に依頼せざるを得ない状況に陥っているなど、あらゆる面において、不利となっている。

このため、過疎地域における不利条件の緩和措置として過疎加算など、補助事業における条件不利を緩和する措置を構築すること。

7. 温暖化に対応した品種の開発・普及の促進

気候変動に対応するため、産学官の連携による多収性・高温耐性等の品種の開発・普及を推進するための支援施策の構築並びに予算の確保を行うこと。

8. 農業委員会関係

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

このため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生未然防止、農地法等に基づく業務、地域計画を実現するために必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

令和4年度に情報収集等業務効率化支援事業により導入されたタブレット端末について、法定耐用年数を経過する時期にある。

現在の農業委員活動において、タブレット端末が必要不可欠となっていることを踏まえ、タブレット端末の更新等に係る費用の支援を行うこと。

さらに、農業委員会サポートシステムにおける航空写真については、定期的に更新されている状況にあるが、地域によっては、更新頻度が低いところも見受けられることから、更新頻度を改善すること。

【その他】

1. 農地における譲渡所得税への対応

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第 31 条の 4 の規定により、5/100 とされている。

本道における農地価格は昭和 50 年代から平成元年をピークに下落傾向が続いており、平成以降に購入した農地を売却した場合に、5/100 の概算取得費では税の公平性が確保できていない状況にある。

このため、購入した時期を考慮した段階的な制度を導入すること。

2. 農業者年金制度の充実

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

このため、農業経営において、経営主・配偶者・経営主の直系卑属の後継者に加え、後継者の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の後継者の配偶者も政策支援の対象とすること。

3. 鳥獣被害対策の充実について

改正鳥獣保護管理法により令和7年9月より、緊急猟銃として、市街地等に出没したクマ等に対する発砲が可能となったが、これにより、農産物等への鳥獣被害が減少するわけではないと考えられる。

また、現行の鳥獣駆除については、本来、狩猟を目的とするハンターへ協力を求めて駆除するやり方であり、現在、我が国には、鳥獣駆除を目的とした組織等が存在していない。

北海道における野生鳥獣による農林水産業被害は、令和元年以降増加傾向となっており、鳥獣被害の抜本的対策が必要な状況となっている。

抜本的に鳥獣被害を防止するためには、① 野生鳥獣の絶対数の減少と厳格な管理 ② 農地への侵入防止措置 ③ 駆除におけるあり方の再整理 ④ 個別での対応ではなく、地域的としての取り組みが必要である。

また、農地への侵入防止措置を講じようとする場合、山際などの森林部分との境目に侵入防護柵を設置するとともに、ほ場において電気牧柵を設置することで、効果的な侵入防止措置となると考えられるが、現行の補助事業では、いずれか一方の柵にしか対応できないなど、効果的な防止措置を講じることができない状況となっている。

このため、鳥獣被害対策として、野生鳥獣の厳格な管理を行うことや、ハンター以外による鳥獣駆除の方法の検討、並びに、中山間直接支払制度等の補助事業における鹿柵・侵入防護柵、電気牧柵の設置や多様な防止策の実施について、柔軟な対応を行うこと。

また、鳥獣の駆除をした後の焼却処分等において、自治体の負担が増加していることから、駆除後における廃棄処分に対しても支援を検討すること。

4. 家畜伝染病等の侵入・まん延防止対策の強化

家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止対策の強化を図るため、衛生管理体制を強化すること。

また、海外悪性伝染病の防疫措置に関し、財政支援の拡充とともに、発生農場等の経済的影響の緩和や風評被害防止策を講じること。

さらに、感染経路が特定されていない家畜伝染病等も存在することから、原因究明を行うとともに、効果的な対策を講じること。

5. 産業動物に従事する獣医師の確保

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している。

令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画により、獣医師による家畜の遠隔診療を初診から可能とする対応がとられているが、治療行為が必要となる場合においては、速やかな治療とならずタイムラグが生じる状況にあり、抜本的改革とはなっていないのが現状である。

このため、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

6. 農作物に影響を与える雑草等の駆除について

本道の畑作地帯では、温暖化の影響により、つる性植物のガガイモなどによる農作物被害が増加傾向にある。

このため、道路や河川に繁殖するガガイモ、アレチウリ等について道路管理・河川管理の一環として、駆除の徹底を行うこと。

7. 農地における太陽光発電設備の設置について

現在、2040年度までに、北海道の日本海岸において洋上風力発電設備の設置に関する計画が進められている状況にある。

北海道が目指している導入目標は、最大で1,465万Kw発電であり、この発電量は、北海道電力が公表している北海道における最大消費電力569万1千Kwの3倍近くの量となる。

この一方で、北海道電力は、「ほくでんグループ経営ビジョン2035」において2050年度には、発電の6～7割を原子力発電にするとしている。

洋上風力発電の導入目標から考えた場合、2050年度において、北海道内の発電量の6～7割を原子力発電とした場合、最大で4,883万Kwとなり、全国の約4割を北海道電力が発電する試算となる。

エネルギー政策においては、行政と電力会社の計画が乖離している状況にあり、矛盾が生じている状況にある。

北海道の洋上風力発電の設置計画や同社の経営ビジョンにおいて、太陽光発電に頼らずとも、計画では道内への電力供給が可能な計画となっていることから、将来的には農地に太陽光発電設備を設置する必要性が乏しくなると考えられる。

このため、優良農地を確保する観点から、エネルギー政策の矛盾を解消するとともに、農地における営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用の仕組みを廃止すること。

8. 農産物の輸送手段の確保

2024年問題をはじめとする物流・運送業界におけるトラックドライバー不足の問題は、首都圏への農産物の輸送への影響も懸念されるものであり、我が国の食料安全保障を構築する上では大きな課題となると考えられる。

農産物の大量輸送においては、トラック・JR貨物・船舶のバランスの取れた輸送体制を構築することが必要となる。

特に、鉄道輸送力については、少ない人員で大量に輸送できることから、重要な輸送手段として活用を充実することが必要となるが、JR北海道では、赤字路線の維持が困難とされているところである。

このため、鉄道輸送力の維持のための支援・対策を充実すること。

9. 自然災害等による農業被害への支援

気候変動による干ばつや大雨などの異常気象の頻度が高くなっていることから、大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラの再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を図ること。

道農会議第 号
令和 8年 月 日

各市町村農業委員会 会長 様

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等
(公 印 省 略)

令和9年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

本会が行う業務の推進につきましては、日頃より特段のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記農林関係税制改正要望について、本会では、例年同様、農業委員会組織として、取りまとめを行い、一般社団法人全国農業会議所と連携して要望を行う予定としております。

つきましては、各市町村農業委員会の要望意見を基に本会の要望を作成いたしますので下記により貴農業委員会の要望事項についてご報告いただきますようお願い申し上げます。

参考資料として、本年度末に適用期限を迎える農林水産関係の税制等について資料を添付いたします。

記

1. 報告期限 令和 8年 6月12日(金)
2. 報告様式 別紙 令和9年度農林関係税制改正に関する要望報告書
3. 報告先
F A X 011-281-6464
電子メール sato@hca.or.jp
業務担当部長 佐藤 宛て
4. 添付文書
(1) 令和9年度農林関係税制に関する要望 報告様式
(2) 農林水産税制の特例措置一覧

お問合せ先
(一社)北海道農業会議
農政・業務担当部長 佐藤
TEL : 011-281-6761
e-mail : sato@hca.or.jp

【 報告様式 】

報告先

電子メール sato@hca.or.jp

F A X 011-281-6764

令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望

令和 7 年 月 日

農業委員会名：

報告者氏名：

要望内容	
税目・関係条文	
要望理由・背景等	
活用実績 (新規・拡充の場合は記入不要)	
期待される効果	
参考となる事項 (要望経過・調査結果等)	

○ 農林水産税制の特例措置一覧

1. 期限付租税特別措置一覧

注：「共管省庁等」の欄については、他省と共管する特例は「共管」省庁名を記載し、当省が所管しない特例は「所管」する省庁名を記載

(1) 国税

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び共管省庁等(下線は主管)									
所得税	山林所得に係る森林計画特別控除	措法 30 の 2	森林経営計画（木安法の認定の特例を適用したものを含む）に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、 ① 収入金額の 20%（当該収入金額が 2,000 万円を超える場合には、その超える部分の金額については 10%） ② （収入金額の 50%）－必要経費のいずれか低い額を山林所得から控除	S42	10.12.31	林計画課									
	中小企業者が経営資源集約化のために株式等を取得した場合の課税の特例 <中小企業事業再編投資損失準備金>	措法 56	中小企業等経営強化法の(1)認定経営力向上計画及び産業競争力強化法の(2)認定特別事業再編計画に基づき他の法人の株式等を取得した場合、その株式等の取得価額の①一定割合以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金算入。（②一定期間を経過した場合は益金算入） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①一定割合</th> <th>②一定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) の計画に基づくもの</td> <td>70%以下</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(2) の計画に基づくもの</td> <td>ア 最初に取得した株式等:90% イ ア以外の株式等:100%</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>		①一定割合	②一定期間	(1) の計画に基づくもの	70%以下	5年間	(2) の計画に基づくもの	ア 最初に取得した株式等:90% イ ア以外の株式等:100%	10年間	R3	9.3.31	官:企画グループ 共管:経、国
	①一定割合	②一定期間													
(1) の計画に基づくもの	70%以下	5年間													
(2) の計画に基づくもの	ア 最初に取得した株式等:90% イ ア以外の株式等:100%	10年間													
法人税	特許権等の譲渡等による所得の課税の特例 <イノベーションボックス税制>	措法 59 の 3	特定特許権等の譲渡又は貸付けを行った場合、次の金額のうちいずれか少ない金額の 30%を損金算入。 ① その事業年度において行った特許権譲渡等取引について、次のイの金額に次のロの金額のうち次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額 イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額 ロ 特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額 ハ 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額 ② 当期の所得の金額	R6	14.3.31	技.研究推進課 共管:経、厚、内									
	技術研究組合の所得の計算の特例	措法 66 の 10	技術研究組合が賦課金をもって取得又は製作した試験研究用固定資産を 1 円まで圧縮記帳	S36	9.3.31	技.研究推進課 共管:経、総、国、厚、環									
	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	措法 68 の 5	積立金に係る特別法人税（1%）の課税の停止	H11	11.3.31	経.協同組織課 共管:財、厚、総、文、経、金									

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び共管省庁等(下線は主管)
所得税・法人税	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 <研究開発税制> ※ 中小企業等の試験研究費に係る特例(期限の定めのない租税特別措置:地方税)と連動	措法10、42の4 地法附8①~④	税額控除の上限は、① [※] 及び②の合計で所得税額又は法人税額の最大45% ※ 一定のベンチャーの場合は、①の控除上限に15%を加算 注:令和8年度改正で【戦略技術領域型】を創設(令和9年度から施行)			官:企画グループ 国:知的財産課 技:研究推進課 共管:経、総、文、厚、国、環、防、内、復
	① -1【一般型】 ・一般試験研究費に係る税額控除制度		【税額控除率】 増減試験研究費割合に応じて0~14% [※] (控除率10%超の部分は時限措置(3年間)) ※ 控除率の傾きは以下のとおり ・増減試験研究費割合12%超 0.375 ・同 0%-12% 0.25 ・同 0%以下 0.283 (約18.7%増で14%控除。30%減で0%控除) ※ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合 通常の控除率×{(試験研究費割合-10%)×0.5}を通常の控除率に加算(税額控除率は最大14%) 【税額控除の上限】 i)とii)を比較して高い方を適用 i) 法人税額等の最大35% (恒久措置:25%、時限措置:10% [※]) ※ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合 (試験研究費割合-10%)×2を税額控除上限(25%)に上乘せ(上限10%) ii) 法人税額等の最大30% (恒久措置:25%、時限措置:±5% [※]) ※ 増減試験研究費割合が4%超の部分1%当たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限)を加算し、試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たりの当期の法人税の0.625%(5%を上限とする)を減算。	S42	- (10%超部分) (11.3.31) (11.3.31) (11.3.31)	
	① -2【中小企業技術基盤強化税制】 ・中小企業者等の試験研究費に係る税額控除制度		【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて12~17% [※] (控除率12%超の部分は時限措置(3年間)) ※ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合 通常の控除率×{(試験研究費割合-10%)×0.5}を通常の控除率に加算(税額控除率は最大17%) 【税額控除の上限】 法人税額等の最大35% (恒久措置:25%、時限措置:10% [※]) ※ i)又はii)を選択適用 i) 売上高試験研究費割合が10%超の場合 ii) 増減試験研究費割合が12%超の場合 注:8年度改正において繰越税額控除制度を創設	S60	- (12%超部分) (11.3.31) (11.3.31) (11.3.31)	

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び共管省庁等(下線は主管)
所得税・法人税	②【オープンイノベーション型】 ・特別試験研究費に係る税額控除制度 ※ 産学官連携又は一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究・委託研究等の特別試験研究費総額に係る控除制度		【税額控除率】 特別研究機関、大学等との共同・委託試験研究：30% スタートアップ等との共同・委託試験研究：25% その他の民間企業等との共同・委託試験研究、中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究、技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究等：20% 【税額控除の上限】 法人税額等の10%	H15	11.3.31	
	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 <中小企業投資促進税制>	措法10の3、42の6	取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等（特定中小企業者等）に限る。） （控除税額の上限は、中小企業経営強化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の20%とする。控除限度超過額は1年間繰越し可能）	H10	9.3.31	官:企画グループ 農:技術普及課 畜:企画課 林:経営課 水:水産経営課 （関係課） 経:協同組織課 共管:経、総、厚、国
	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 <中小企業経営強化税制>	措法10の5の3、42の12の4	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%（特定中小企業者等にあつては10%）の税額控除（特定経営力向上設備等：機械装置（発電設備は経済産業大臣が指定するものに限る）、工具、器具・備品、ソフトウェア、建物附属設備。） 売上高100億円超を目指す中小企業に係る上乗せ措置：建物を対象設備に追加（取得価額の15%or25%の特別償却又は1%or2%の税額控除）（令和7年度改正） <食料システム税制> 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく計画認定を受けた食品等事業者について、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定基準を満たす場合は、当該計画の認定を受けたものとみなし、本特例の対象とする。（令和7年度改正）	H29	9.3.31	官:企画グループ 農:技術普及課 畜:企画課 林:経営課 水:水産経営課 共管:経、総、厚、国

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び共管省庁等(下線は主管)
所得税・法人税	生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 〈カーボンニュートラル税制〉	措法 10 の 5 の 5、42 の 12 の 6	産業競争力強化法の認定事業適応計画に基づき生産工程効率化等設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は3%～10%の税額控除 〈食料システム税制〉 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく環境負荷低減事業活動計画の認定を受けた食品等事業者について、産業競争力強化法の事業適応計画の認定基準を満たす場合は、当該計画の認定を受けたものとみなし、本特例の対象とする。(令和7年度改正)	R3	10.3.31	官.企画グループ 共管: 経、国
	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却 〈みどり投資促進税制〉	措法 11 の 4、44 の 4	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、 ① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合 ② 基盤確立事業実施計画の認定を受けたものが基盤確立事業用資産の取得等をした場合には、取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物は16%）の特別償却 ※ 環境負荷低減事業活動用資産とは、認定環境負荷低減事業活動実施計画等に記載された環境負荷低減事業活動等の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、一定の要件に該当するもののうち、取得価額が100万円以上のもの。 ※ 基盤確立事業用資産とは、認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を製造する専門の設備等。	R4	10.3.31	官.環境バイオマス政策課 (関係課) 官.新事業・食品産業政策課 畜.企画課 畜産振興課 飼料課 農.技術普及課 林.経営課 水.水産経営課
	生産方式革新事業活動用資産等の特別償却 〈スマート農業技術活用投資促進税制〉	措法 11 の 5、44 の 5	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律の認定生産方式革新実施計画に基づき次に掲げる生産方式革新事業活動用資産等を取得した場合、取得価額の一定割合を特別償却 (1) 農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するもの 対象設備等：機械・装置、器具・備品、建物・建物附属設備、構築物 特別償却率：32%（建物及びその附属設備並びに構築物は16%） (2) 農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に特に資するもの 対象設備等：機械・装置 特別償却率：25%	R6	9.3.31	官.技術政策室 農.技術普及課

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び共管省庁等(下線は主管)
	特定地域における工業用機械等の特別償却	措法 12、45				
	①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき公示された過疎地域		過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内の地区において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をした場合、5年間普通償却限度額の32% (建物等及び構築物は48%) の割増償却	S45	9.3.31	振.地域振興課 共管: 総、国
	②沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する産業イノベーション促進地域として定められている地区		機械・装置: 取得価額の34%の特別償却 建物・附属設備: 取得価額の20%の特別償却	H24	9.3.31	(関係課) 農.地域作物課 所管: 内、経
	③半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域		機械・装置: 5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・附属設備: 5年間普通償却限度額の48%の割増償却	S61	9.3.31	振.地域振興課 共管: 国、総
	④離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域			H5	9.3.31	
所得税・法人税	輸出事業用資産の割増償却 <輸出促進税制>	措法 13、46	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の認定輸出事業者が輸出事業用資産の取得等をした場合、5年間30% (建物及びその附属設備並びに構築物は35%) の割増償却 ※ 輸出事業用資産とは、認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、一定の要件等に該当するもの。	R4	10.3.31	国.輸出支援課 (関係課) 官.食品製造課 食品流通課 農.園芸作物課 果樹・茶グループ 地域作物課 企画課 畜.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 林.木材利用課 水.加工流通課
	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	措法 24 の 2、 24 の 3、61 の 2、61 の 3	青色申告を行う認定農業者 (個人・農地所有適格法人) 又は認定新規就農者 (個人) (農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画において農業を担う者として位置付けられている者に限る。) が経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立分を個人は必要経費算入、法人は損金算入及び5年以内に認定計画に従い農用地及び農業用機械・施設等 (取得価額30万円以上のもの) を取得等した場合の圧縮記帳 (5年間固定資産を取得しない場合、5年を経過した積立分は取り崩し、個人は総収入金額、法人は益金に算入) 準備金積立限度額: 交付金受領額と所得の金額のいずれか少ない金額 圧縮限度額: 準備金取崩額及び交付金受領額のうち準備金に積み立てなかった額の合計額と所得の金額のいずれか少ない金額 (認定計画に記載のない農用地等を取得した場合は圧縮記帳の対象外。)	H19	9.3.31	経.経営政策課 農.穀物課経営安定 対策室

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び共管省庁等(下線は主管)
所得税・法人税	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	措法25、67の3	農業を営む個人又は農地所有適格法人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛(売却価額が1頭当たり100万円未満(交雑種にあつては80万円未満、乳用種にあつては50万円未満)又は高等登録牛)であり、かつ、その売却頭数が年間1,500頭以内までは、農業を営む個人にあつてはその所得に対する所得税を免除し、農地所有適格法人にあつてはその売却による利益相当額を損金算入 農業を営む個人は、上記に加え、免税対象飼育牛に該当しない肉用牛及び1,500頭を超える免税対象飼育牛に係る売却価額に対して、5%の税率で課税	S42	所得税 11.12.31 法人税 12.3.31	畜、食肉鶏卵課
	個人の事業用資産についての納税猶予の特例(個人版事業承継税制)	措法70の6の8、70の6の9、70の6の10	青色申告書を提出する後継者が贈与・相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合に、その取得した特定事業用資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予 ※ 後継者は、承認計画(下記参照)に記載された後継者であつて、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた者 ※ 特定事業用資産とは、被相続人・贈与者の事業の用に供されていた ・土地(400㎡まで) ・建物(800㎡まで) ・減価償却資産(牛馬・果樹等の耐用年数省令に定める生物を含む) ※ 承認計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画でH31.4.1~R8.3.31までの間に都道府県に提出されたもの	H31	10.12.31	所管：経、厚
相続税・贈与税	非上場株式についての納税猶予の特例(事業承継税制の特例)	措法70の7の5、70の7の6、70の7の7、70の7の8	後継者が承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該承継会社の非上場株式を取得した場合の納税猶予(措法70の7~70の7の3)について、10年を限りに以下の特例を措置 ・適用対象株式の拡大 全株式の2/3 → 全株式 ・猶予割合の緩和 80% → 100% ・雇用要件の緩和 5年間平均8割維持 → 弾力化 ・承継パターンの拡 ・経営環境変化による解散等の場合の減免 等 ※ 後継者は、特例承認計画(下記参照)に記載された後継者であつて、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表権を有し、同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が2名又は3名以上の場合は上位2名又は3名まで) ※ 特例承認計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画でH30.4.1~R8.3.31までの間に都道府県に提出されたもの	H30	9.12.31	所管：経、厚
	農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例	措法70の8	農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税の額を免除。	H26	13.3.31	(関係課) 経、農地政策課 所管：国

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び 共管省庁等 (下線は主管)
登録免許税	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法 77	20/1,000→10/1,000	S56	10.3.31	経.農地政策課
	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法 77 の 2	20/1,000→10/1,000	H26	10.3.31	経.農地政策課
	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	措法 78②	4/1,000→2/1,000	S48	10.3.31	経.金融調整課 林.企画課 水.水産経営課
	認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減 〔産業競争力強化法〕 i : 認定事業再編計画によるもの ii : 認定特別事業再編計画によるもの	措法 80①、②	会社の設立・増資 i : 7/1,000→3.5/1,000	H25	9.3.31	官.企画グループ 共管: 経、総、国
			合併による会社設立・増資 i : 1.5/1,000→1/1,000			
			合併による会社設立・増資(純増部分)(資本金 3,000 億超を除く。) i : 7/1,000→3.5/1,000 合併による増資(純増部分)(資本金 3,000 億超を除く。) ii : 7/1,000→1.5/1,000			
			分割による会社設立・増資(資本金 3,000 億超を除く。) i : 7/1,000→5/1,000 分割による増資(資本金 3,000 億超を除く。) ii : 7/1,000→3/1,000			
			法人の設立・増資による不動産移転 i : 20/1,000→16/1,000 ※ 売買による土地の所有権移転の登記については、措法 72 により有利な税率が設定。 (20/1,000→15/1,000)			
合併による不動産移転 i : 4/1,000→2/1,000 ii : 4/1,000→1/1,000						
分割による不動産移転 i : 20/1,000→4/1,000 ii : 20/1,000→1/1,000 事業に必要な資産の譲受けの場合の不動産移転 ii : 20/1,000→12/1,000						
<食料システム税制> 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく計画認定を受けた食品等事業者について、産業競争力強化法の事業再編計画の認定基準を満たす場合は、当該計画の認定を受けたものとみなし、本特例の対象とする。 (令和7年度改正)						

登録免許税	認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減 〔農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律〕	措法 80 の 3	<p>会社の設立・増資 7/1,000→3.5/1,000</p> <p>合併による会社設立・増資 1.5/1,000→1/1,000</p> <p>合併による会社設立・増資（純増部分）（資本金 3,000 億超を除く。） 7/1,000→3.5/1,000</p> <p>分割による会社設立・増資（資本金 3,000 億超を除く。） 7/1,000→5/1,000</p> <p>法人の設立・増資による不動産移転 20/1,000→16/1,000 ※ 売買による土地の所有権移転の登記については、措法 72 により有利な税率が設定。 (20/1,000→15/1,000)</p> <p>法人の合併による不動産移転 4/1,000→2/1,000</p> <p>法人の分割による不動産移転 20/1,000→4/1,000</p>	R6	9.3.31	官.技術政策室 技.研究推進課
	農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例				10.3.31	農.園芸作物課 水.加工流通課 (関係課) 林.経営課 共管: 経
	引取りに係る石油製品等の免税	措法 90 の 4	免税 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む)	S53		
	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法 90 の 6	石油石炭税相当額を製造業者に還付 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む)	H 元		
	特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法 90 の 3 の 4	農林漁業に利用される軽油については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ還付	H24	11.3.31	農.技術普及課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課

(2) 地方税

税目	項目	条項	内容	創設年度	適用期限	担当課及び共管省庁等(下線は主管)
住民税	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例	地法附 6	農業を営む個人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛(売却価額が1頭当たり100万円未満(交雑種にあつては80万円未満乳用種にあつては50万円未満)又は高等登録牛)であり、かつ、その売却頭数が年間1500頭以内までは、その所得に係る所得割の額を免除	S43	12年度	畜、食肉鶏卵課
不動産取得税	農用地利用集積等促進計画※に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例 ※ 農地中間管理事業の推進に関する法律又は福島復興再生特別措置法に基づく農用地利用集積等促進計画	地法附 11①	取得価格の1/3相当額を控除 (交換による取得の場合は、取得価格の1/3相当額又は失った土地の価格を控除)	S56	9.3.31	経、農地政策課 共管：復
不動産取得税	農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例	地法附 11⑩	価格に施設の取得価額に対する貸付額の割合(当該割合が1/2を超える場合にあっては1/2)を乗じて得た額を価格から控除した額が課税標準	S30	9.3.31	経、金融調整課 (関係課) 官、食品流通課 林、企画課 水、水産経営課
不動産取得税	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る課税標準の特例	地法附 11⑬	取得価格の1/6相当額を価格から控除した額が課税標準	H30	10.3.31	官、企画グループ 共管：経、厚
固定資産税	公共の危害防止のために設置された施設又は設備(汚水又は廃液処理施設)に係る課税標準の特例	地法附 15②	大臣配分資産又は知事配分資産：1/2控除 その他の資産：1/2を参酌して市町村が条例で定める割合に基づく控除 【対象施設】 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。) 【対象者】 総面積50㎡以上の豚房を有する事業者	S35	10.3.31	畜、畜産振興課 共管：経、環
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る課税標準の特例	地法附 15⑰	ガス製造設備については3年間1/2控除、エタノール製造設備については3年間1/3控除、脂肪酸メチルエステル製造設備については3年間1/4控除、木質固形燃料製造設備については3年間1/6控除	H20	10.3.31	官、環境バイオマス政策課

固定資産税	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例	地法附 15㉔	課税標準は、以下の資産ごとに、電源に応じた割合を適用した額（3年度分） <ul style="list-style-type: none"> 大臣配分資産又は知事配分資産：以下の割合を乗じた額 その他の資産：以下の割合を参酌して市町村が条例で定める割合を乗じた額（「わがまち特例」表中括弧書の間で設定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>発電出力</th> <th>課税標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペロブスカイト太陽電池</td> <td>GI 基金の採択事業者の生産品に限る</td> <td>1/2 (1/3~2/3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">風力</td> <td>洋上風力 (再エネ海域利用法)</td> <td>3/5 (1/2~7/10)</td> </tr> <tr> <td>洋上風力 (港湾法)</td> <td rowspan="2">2/3 (1/2~5/6)</td> </tr> <tr> <td>陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小水力 (3万 kw 未満)</td> <td>5,000kW 以上</td> <td>3/4 (7/12~11/12)</td> </tr> <tr> <td>5,000kW 未満</td> <td>1/2 (1/3~2/3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地熱</td> <td>1,000kW 以上</td> <td>1/2 (1/3~2/3)</td> </tr> <tr> <td>1,000kW 未満</td> <td>2/3 (1/2~5/6)</td> </tr> <tr> <td>バイオマス</td> <td>1 万 kW 未満</td> <td>1/2 (1/3~2/3)</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	発電出力	課税標準	ペロブスカイト太陽電池	GI 基金の採択事業者の生産品に限る	1/2 (1/3~2/3)	風力	洋上風力 (再エネ海域利用法)	3/5 (1/2~7/10)	洋上風力 (港湾法)	2/3 (1/2~5/6)	陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法)	中小水力 (3万 kw 未満)	5,000kW 以上	3/4 (7/12~11/12)	5,000kW 未満	1/2 (1/3~2/3)	地熱	1,000kW 以上	1/2 (1/3~2/3)	1,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6)	バイオマス	1 万 kW 未満	1/2 (1/3~2/3)	H24	11.3.31	官.環境バイオマス政策課 共管：経、環
	対象資産	発電出力	課税標準																												
	ペロブスカイト太陽電池	GI 基金の採択事業者の生産品に限る	1/2 (1/3~2/3)																												
	風力	洋上風力 (再エネ海域利用法)	3/5 (1/2~7/10)																												
		洋上風力 (港湾法)	2/3 (1/2~5/6)																												
		陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法)																													
中小水力 (3万 kw 未満)	5,000kW 以上	3/4 (7/12~11/12)																													
	5,000kW 未満	1/2 (1/3~2/3)																													
地熱	1,000kW 以上	1/2 (1/3~2/3)																													
	1,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6)																													
バイオマス	1 万 kW 未満	1/2 (1/3~2/3)																													
	農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例	地法附 15㉓	3 年間、課税標準を 1/2 に軽減	S49 (R2 から時限)	9.3.31	経.金融調整課 (関係課) 林.企画課 水.水産経営課																									
	農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した機械装置等に係る課税標準の特例	地法附 15㉔	課税標準について 5 年間 1/3 控除	R2	10.3.31	経.就農・女性課																									
	生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例（中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等に係る課税標準の特例）	地法附 15㉔	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額を 1.5%以上上げる方針を計画に位置付け：3 年間、課税標準を 1/2 に軽減 同 3%以上引き上げる方針を計画に位置付け：5 年間、課税標準を 1/4 に軽減 対象施設：機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備	R5	9.3.31	所管：経																									
固定資産税・都市計画税	農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例	地法附 15㉑	農地中間管理権の存続期間が 10 年以上の場合、3 年間 1/2 控除	H28	10.3.31	経.農地政策課																									
	農地の負担調整措置	地法附 19、26	①評価額課税による税額が、②農地調整税額（前年度分の課税標準額×負担調整率×税率）を超える場合（①>②）には、②をその年度の税額とする。	S51	8 年度 (9.3.31)	経.農地政策課 振.農村計画課																									

事業所税	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例	地法附 33⑤	改正特定農産加工法に基づき、以下の計画の承認を受けた特定農産加工業者の資産割を5年間 1/4 控除 ①経営改善措置に関する計画 【特定農産加工業種】 ①かんきつ果汁製造業、②非かんきつ果汁製造業、③パインアップル缶詰製造業④こんにゃく粉製造業、⑤トマト加工品製造業、⑥甘しよでん粉製造業、⑦馬鈴しよでん粉製造業、⑧米加工品製造業、⑨麦加工品製造業(パスタ製造業を含む)※、⑩砂糖製造業※、⑪菓子製造業(チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。)※、⑫乳製品製造業、⑬牛肉調製品製造業、⑭豚肉調製品製造業 ※は平成 31 年度改正で追加した業種 ②調達安定化措置に関する計画 小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業	H 元	法人 10.3.31 個人 9年分	官.食品製造課(関係課) 農.園芸作物課 果樹・茶グループ 穀物課 米麦流通加工対策室 貿易業務課 地域作物課 畜.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課
軽油引取税	軽油引取税の課税免除の特例	地法附 12 の 2 の 7	農林漁業用、木材産業用軽油の免税 (32.1 円/ℓ)	H21	9.3.31	農.技術普及課 畜.畜産振興課 飼料課 経.就農・女性課 振.土地改良企画課 技.研究推進課 研究調整課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課
狩猟税	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録	地法附 32①	課税免除	H27	11.3.31	振.鳥獣対策・農村環境課 共管：環
	鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録	地法附 32②	課税免除	H27	11.3.31	振.鳥獣対策・農村環境課 共管：環
	鳥獣保護管理法に基づき鳥獣の管理の目的による許可を受けて鳥獣の捕獲等をする者及びその従事者が受ける狩猟者の登録	地法附 32 の 2	税率を 1/2 軽減	H27	11.3.31	振.鳥獣対策・農村環境課 共管：環